

平成 2 5 年 第 1 1 回 美 郷 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 2 号)

平成 2 5 年 1 2 月 1 7 日 (火曜日) 午前 1 0 時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（17名）

| | | | |
|-----|---------|-----|--------|
| 1番 | 澁谷俊二君 | 2番 | 鈴木良勝君 |
| 3番 | 伊藤福章君 | 4番 | 中村美智男君 |
| 5番 | 村田薫君 | 6番 | 泉繁夫君 |
| 7番 | 深澤均君 | 8番 | 武藤威君 |
| 9番 | 泉美和子君 | 10番 | 細井邦男君 |
| 11番 | 熊谷隆一君 | 12番 | 藤原政春君 |
| 13番 | 飛澤龍右エ門君 | 14番 | 森元淑雄君 |
| 15番 | 熊谷良夫君 | 16番 | 杉澤隆一君 |
| 18番 | 高橋猛君 | | |

欠席議員（1名）

17番 深沢義一君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----------------|--------|-----------------|--------|
| 町長 | 松田知己君 | 副町長 | 佐々木敬治君 |
| 総務課長 | 高橋薫君 | 企画財政課長 | 本間和彦君 |
| 税務課長 | 高橋潔君 | 住民生活課長 | 小原隆昇君 |
| 福祉保健課長 | 村山太郎君 | 農政課長 | 深澤克太郎君 |
| 商工観光交流課長 | 高橋一久君 | 建設課長 | 鈴木隆君 |
| 会計管理者兼 出納室長 | 藤田信晴君 | 農業委員会 委員長 | 渡邊調君 |
| 農業委員会 農事局長 | 杉澤哲君 | 教育委員 委員長 | 佐藤孝君 |
| 教育長 | 後松順之助君 | 教育次長兼 教育総務課長 | 下田亮君 |
| 教育施設課長 | 梅山正之君 | 生涯学習課長 | 小林宏和君 |

職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------|------|---------------|------|
| 事務局長 | 照井智則 | 庶務班長 兼議事班長 | 高橋幸子 |
| 主査 | 小西輝昭 | | |

◎開会及び開議の宣告

○議長（高橋 猛君） おはようございます。

17番、深沢義一君より欠席の届け出がなされております。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

直ちに会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（高橋 猛君） 日程第1、一般質問を行います。

今定例会での一般質問の通告者は3名であります。

一般質問の順序は、通告の順に許可いたします。

質問者は、一般質問席に登壇して発言してください。

◇村 田 薫 君

○議長（高橋 猛君） 最初に、5番、村田 薫君の一般質問を許可いたします。村田 薫君、登壇願います。

（5番 村田 薫君 登壇）

○5番（村田 薫君） おはようございます。一般質問を行います。

質問事項は、美郷町の日本酒で乾杯を推進する条例の制定をということです。

質問内容に入っていきますけれども、酒宴の幕あけの常套句は、「まずはビールで乾杯」と言って始まるのが通例でした。最近、「日本酒で乾杯条例」を制定する自治体がわずかであるが出てきております。美郷町には3軒の造り酒屋があることはご存じのとおりです。これは、我が町が水とお米に恵まれ、おいしい御飯やお酒も日々の営みの中で、出羽の国建国の時代から引き継がれているものです。最近では、「美郷酒米研究会」なるグループが生まれるなど、地酒に対して絶対の自信と熱い思いがあります。この思いを生かし、地酒を通し日本の和の文化を感じる機会をつくり上げてほしいと思っております。

残念なことに、現在、日本酒の消費量は景気の低迷が続き、全盛期の約3割まで落ち込んでお

ります。日本酒の普及を通じた地域おこし、また地域文化の発信、それとお米にかかわる業種への波及効果、つまり酒を飲むためには相性のいい料理となる新鮮な野菜を使った漬物、または納豆料理など、地場産業にも当町は恵まれており、経済効果の促進にかなり寄与すると思われま
す。もちろんのこと、乾杯に必要な杯、とっくりなどの製造ができる陶芸技術に優れた方々も当
町にはおります。

美郷町の例規集の項目、商工観光に美郷町地販地消・地産外商推進条例の中では、生産品目全
般に対し地域循環型奨励をうたっておりますが、私は地酒について特にこだわり、官民を問わず
諸団体などの催しの中で地酒による乾杯の習慣を広めることを働きかけ、条例化を提案するもの
です。

もちろん、条例化されたとしても、これは理想的条例で拘束力はないものにすべきと思ってお
ります。町長の考えを伺います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

美郷町の日本酒で乾杯を推進する条例の制定についてですが、議員もご指摘のとおり、ことし
1月に京都市で条例制定されたのをきっかけに、佐賀県や兵庫県西宮市など各地で同様の動きが
広がっております。その中で、京都市においては、酒器としての清水焼や京野菜を使った和食、
そして和服などにも波及があり得るとして、地域振興につながる期待を持って条例制定したと伺
っております。

さて、美郷町についてですが、町内産の地酒は申すまでもなく、美郷町における大切な地域特
産品の1つです。そのため、これまで地販地消・地産外商の観点で、その認知度の向上に努めて
まいりましたし、個人的にも知人や友人へのお土産用に活用してきているところですので、その
消費拡大には議員と同様の認識を持っております。

そうした認識のもと、先日、大仙市にいらっしゃった自由民主党幹事長、石破 茂氏への要望
会において、私は、日本酒を国の酒、「国酒」と位置づけ、輸出振興や農業振興、観光振興にもつ
ながるような方針提示、あるいは具体の支援などを考えられないか、石破幹事長に質問いたしま
した。その際、石破幹事長から逆に聞かれましたのが、「美郷町は日本酒の乾杯条例をつくってい
ますか」という質問で、私は「残念ながら現在はありませんが、今後、検討したいと思いま
す」と答えただけのところでした。

また、40年以上継続した減反政策が今後廃止される方針を踏まえると、町内において確実に消

費される米については町内産で賄う体制を構築することも大切と考え、町内で醸造に使う米については、今後、町内産を使う方向にご理解いただけないか、町内の3醸造元に打診するつもりであります。

こうした考え方を踏まえ、議員ご提案の、日本酒で乾杯を推進する趣旨の条例制定については、美郷の食文化発信、美郷の農業振興、美郷の観光振興などの観点も含め、今後、関係者と十分に協議し、しかるべき時期に条例案を町議会に提出したいと存じますので、よろしくご協力をお願いいたします。

なお、個人の嗜好に踏み込む部分もありますので、制定に当たってはもちろん罰則や拘束力を持たせない理念条例がふさわしいと考えております。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。5番、村田 薫君の再質問を許可いたします。

○5番（村田 薫君） 再質問ではありませんけれども、最後に一言述べさせていただき、終わりとさせていただきますので、お願いいたします。

日本酒で乾杯条例を制定した自治体は全国で25、現在ございます。今の12月定例会で発議予定している自治体は3つあると伺っております。東北では現在、条例制定した自治体は福島県の南会津町だけでした。この町では4軒の酒蔵がありまして、4年前に条例化制定の動きがありましたけれども、日本酒と特産のワインを含めて、ことしの6月に発議提案され、制定されております。この背景には、これ以上保留すると、ほかの自治体におくれをとりにかねないという配慮があったと伺います。当町でもスムーズな制定にわずかな障害となる事情があるでしょうが、再検討をぜひいただきまして、制定化の時期をお待ちしておきたいと思っております。

これは願わくばのお話で、ちょっと逸脱しますけれども、その次のステップへ話を飛躍し、当町で4月に連携協力協定を結びました日本航空の機内食にも当町の地酒が搭載されることを強く期待いたしまして、終わりといたします。

○議長（高橋 猛君） これで、5番、村田 薫君の一般質問を終わります。

◇深 澤 均 君

○議長（高橋 猛君） 次に、7番、深澤 均君の一般質問を許可いたします。深澤 均君、登壇願います。

（7番 深澤 均君 登壇）

○7番（深澤 均君） 通告に従って質問をいたします。

まず、第1点目は、米政策についてであります。

政府は、11月27日に米政策を含む経営安定所得対策の見直しと日本型直接支払制度の全体像の正式決定をいたしました。これには、米の直接支払交付金を2014年度から10アール当たり1万5,000円から7,500円に削減して、18年には廃止することが盛り込まれております。これは減反政策の廃止を意味するもので、これまで米価の安定、米の安定生産を願い、40年以上もの長い間、米の生産調整に協力してきた町内農家からは、「これから何となるべ」といったような不安の声を多く聞きます。

私は、この減反政策の廃止という米政策の大転換は、水田農業が基幹産業である美郷町にとって一大事であると考えております。秋田県知事の佐竹知事もこの減反政策の廃止に触れ、本質論が足りないとしながらも、方向性としてはやむを得ない時期に来ているのではないかという見解を示しております。また、このピンチをチャンスに変える積極的な姿勢が必要ということで、東北各県の中でも唯一一定の評価をしているところであります。

今定例会行政報告の中で、町長はこの米政策について触れ、「内容、制度に不明な点が多く、今後県の動向を踏まえ対応を検討する」としてはいますが、農家の不安からすると、消極的な発言に感じたところであります。

そこで、5年後の減反政策廃止をどのように評価し、受けとめているのか、どんな影響が美郷町で懸念されるのか、お考えを伺います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

米政策についてですが、TPP交渉の先行きが不透明な中、国の農林水産業・地域の活力創造本部において、11月26日、制度設計の全体像が決定され、その中で40年以上続いてきた生産調整の廃止も示されたことで、生産現場に不安や戸惑いが広がっていることは、議員ご指摘のとおりだろうと存じます。

一方、現在の米政策については、生産調整による米の需給と価格安定を目的としておりますが、現状では需要の減退に歯どめがかからず、生産調整を毎年強化せざるを得ない状況にあるほか、作況により価格も安定しないため、米中心の農業経営においては、消費動向に生産が左右される他産業と同様に将来展望をどう持つべきなのか、思慮が難しい環境にあるものと認識しております。

こうした状況を踏まえ、国としては農業の持つ重要性を鑑み、将来において農業の存続について深慮の上に深慮を重ねた結果、このたびの減反政策の見直しを初め、米政策全般に係る米の直

接支払交付金の見直しや、日本型直接支払制度の創設、食料自給率、自給力の向上に向けた水田のフル活用など、6項目にわたる制度設計の全体像を提示したのだらうと理解しております。ただし、このたびの見直しについて農業者から意見を伺ったとの話は聞いたことがありませんので、もしそうした幅広の議論など決定されたとするならば、知事発言と同様、深慮と言いながらも十分な議論を重ねた決定とは言えないと受けとめております。

また、減反政策廃止の影響についてですが、一面的な見方をすると、減反廃止で米の作付がふえ、それに伴い米価が下落、結果、米中心の農家は苦しくなり離農するという見方がありますし、一方で、減反廃止で自由に米をつくることができることで、相対取引も含めて新たな可能性を見出し、農業経営基盤は強化されるという見方もあるだらうと思います。

しかし、この制度は関連性ある6項目がセットで提示されておりますので、一項目について一面的な影響を推しはかるのではなくて、6項目全てを総合的に捉えなければ、正鵠を射る今後の農業の姿は俯瞰できないだらうと思います。

先日、本町出身の佐々木康雄東北農政局長の農政講演会が開催されましたが、佐々木局長はその中で、報道は一面的であり全てではないこと、それをもって慌てふためくことは慎んだほうがよいことなどについてお話しされておりましたが、これはまさに全体像をきちんと把握した上で、総合的に制度を見てほしいという趣旨だらうと私は理解しております。

いずれ今後、制度の詳細がわかり次第、町としては迅速な対応をしますし、さきの一般質問の答弁のとおり、町内消費の米についてはできるところからチャレンジしていきますので、決して消極的ではないことにご理解をお願いいたします。

議員ご指摘のとおり、農政の大転換と認識しているからこそ、私は、急いで事は仕損じる、あるいは、彼を知り己を知れば百戦危うからずの趣旨、ここで言う「彼」というのは、いわゆる新しい制度のことであり、「己」というのは我々の農業の実態です、を大切に、しっかりと対応していく考えです。なお、現状において確実に言えますことは、減反を廃止したとしても、これまでの農業政策の方向、つまりは経営規模の拡大、あるいは経営の複合化、そして農業の6次産業化や農産物の個性付与に代表される付加価値化などの方向は変わらないということです。このことを肝に銘じ、それぞれの立場での熟慮を促したいと思います。

どうか農業に携わる皆様には、自己意思を基本としながら、いたずらに報道に振り回されず、また憶測や想像の話に動揺せず、身近にある行政機関、農業団体等とともに、一緒になって今後の農業情勢を乗り越えていくという強い意思を持っていただくようお願いを申し上げます。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。7番、深澤 均君の再質問を許可いたします。

○7番（深澤 均君） 今の町長の答弁の中に、決して消極的ではない、これからもしっかりと美郷町の農業を支援していくという言葉聞いて一安心しているところでもあります。県でも、国に対して積極的に現場の状況を訴え、そして政策提言をしていきたいというふうにしておりますけれども、美郷町においても同じような立場ではないのかな、県政に対して美郷町の実態を、現場の状況を訴えて、きちっと県の農政に提言をしていくというような姿勢が必要かと思われま。これは言うまでもなく、今までも行ってきているところではありますけれども、今こそもっとしっかりと言葉にあらわしてお願いしたいものだと思ってございますけれども、このことについて町長から答弁あればお伺いしたいと思います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席をお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

深澤議員がおっしゃいましたとおり、これまでも美郷町としては県の農政施策に対してさまざま話、要望、提言をしてまいっております。今般の制度設計の全体像を踏まえ、町として詳細がわかった段階において、町の現状を重ね合わせ、政策提言すべきことは引き続き政策提言いたしますことをお伝え申し上げたいと思います。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再々質問ありますか。（「次の」の声あり）次の質問に移っていただきます。

○7番（深澤 均君） それでは、2点目の質問に移らせていただきます。2点目は、若者定住促進奨励金事業についてであります。

この事業は、若者の美郷町への定住を促進し、人口増加と活力あるまちづくりを推進することです。若者に限定したこの事業は、少子化対策としても期待をしているところであります。事業年度は24年度から26年度までの3カ年で、初年度の24年度は従来の定住奨励に合わせて982万円の当初予算に対し、270万円の実績でありました。25年度は要綱見直しもあり、同1,093万円の増額予算で取り組んでいることは非常に評価しているところでもあります。

この事業の具体的な流れとしては、23年中の家屋の取得に対して24年度の奨励金の交付、24年中の家屋の取得に対して25年度の交付であります。本年25年中の家屋の取得に対しては26年度の交付ということで、年明けからの取得は対象になりません。私は、この事業の趣旨からすれば、若者の定住促進奨励金事業の継続がぜひとも必要と考えているところであります。町としては、町側からすれば、27年度予算で検討することになるわけですが、美郷町に定住を望む若者側からすれば、その前年に告知されてこそ美郷の魅力になるものと思います。切れ目のない若者

定住促進施策と若者目線での取り組みが大事と考えますが、町長はいかがお考えか。これまでの交付実績もあわせて伺います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 若者定住促進奨励金事業の継続についてですが、本事業は議員ご承知のとおり、平成24年度から26年度までの3カ年事業として2年度目には初年度の実績を踏まえ、建築業者要件の緩和や子供加算など要綱を一部改正し、より事業効果が図られる内容で拡充・強化しております。

実績につきましては、平成24年度交付実績が12件、254万3,000円です。25年度実績見込みが26件、980万円となっており、今年度は制度拡充に加え、消費税引き上げを見据えた駆け込み建築ラッシュも重なったこともあり、件数並びに交付額ともにふえている状況です。

本事業の継続についてのご質問ですが、基本的に若者の定住促進は今後も変わらない町の重点事項であると私は認識しております。そのため、何らかの若者定住促進策の展開が必要と思っておりますが、現在の施策の後にどういう取り組みが美郷町にとってよいのか、十分な検討が必要とも思っているところです。現在、来年度の予算案編成作業に入っていますが、その作業の中で十分に検討を行い、若者定住促進策を切れ目なく実施することを考えてまいりたいと存じますので、ご理解をお願いいたします。

なお、現在実施している事業の適用期限は、平成25年12月末までの住宅完成ですが、消費税引き上げを見据えた建築ラッシュなどに伴い、建築資材の調達や職人の確保に困難が生じ、結果的に完成が遅延している案件があるやに伺っております。こうした事態に対処するため、今年度限りの特例措置として平成26年3月末未成分までについては本事業を適用する方向で現在検討しており、特例措置を決定した後は、該当する方々を意識して十分な周知を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。7番、深澤 均君の再質問を許可いたします。

○7番（深澤 均君） 美郷町の今の定住奨励の実態を本当によく踏まえた対応だというふうに思っております。3月末まで遅延している家屋取得に対しての事業対応ですけれども、大変いいことだなというふうに思っております。25年、ことしの5月に見直しが発表されましたけれども、その見直しが実際の若者に浸透して、そして、いや、美郷では大変いい事業をやっているなということで、町外の方々が美郷町にもし適地があれば住宅を購入したいとか、美郷に住みたいとかというふうに思ってから、いろんな資金対応なり準備をして、でき上がるまでにはおおよそや

はり半年ぐらいの、最低でも半年ぐらいの時間が必要かと思われます。

そうすると、見直しが5月に発表されましたので、うまくいっても年度いっぱいにはできるかできないか、それをもとにして行動を起こしたとしても、そういうふうな時期になってしまうということからすれば、今の対応はすばらしくいい対応だなというふうに思っております。先ほど言いましたけれども、見直してからまだ時間がそうたっておりませんで、できれば3月末まででなくて、要綱の24年から26年までというところを要綱を見直して、継続的に若者定住を展開していただきたいというふうに思っておりますので、そこら辺のところをお願い申し上げて質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（高橋 猛君） これで、7番、深澤 均君の一般質問を終わります。

◇ 泉 美 和 子 君

○議長（高橋 猛君） 次に、9番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。泉 美和子君、登壇願います。

（9番 泉 美和子君 登壇）

○9番（泉 美和子君） おはようございます。通告に基づき一般質問いたします。

初めに、福祉灯油の実施について伺います。

寒さの厳しい冬を迎える中、原油価格の変動や円安に伴う輸入価格の影響で灯油価格の高騰が続き、18リットル当たり1,800円台と、住民の家計を直撃しています。食料品や電気料金など生活必需品も値上げされ、暮らしが大変になる中、さらに冬の暖房に欠かせない灯油の高騰はとりわけ低所得者にとっては暮らしに大きな影響を与えるものであり、早急な対策が求められています。

秋田県としても実施を検討しているようですが、この間、独自に大仙市や仙北市、能代市や潟上市、また三種町などの山本郡の3町や、羽後町、五城目町など、福祉灯油を実施する自治体が広がっています。

これから本格的な冬を迎え、需要も高まり、灯油もさらに値上がる可能性があります。住民の暮らしを守るため、当町でも早急に福祉灯油を実施すべきだと考えますが、町長の見解を伺います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

福祉灯油の実施についてですが、議員もご承知のとおり、アベノミクスと呼ばれる一連の経済政策の推進によって為替相場はここしばらく円安ドル高で推移しております。それにより輸入品目については以前と比較して全般的に高価格で推移し、その結果、私たちの生活は所得のあるなしにかかわらず、従前と同様の暮らしぶりでも支出がふえざるを得ない環境になっております。

こうした環境の中、ご質問の件につきましては、ある団体からも要望書をいただいておりますが、納税されている方も以前より厳しい環境で生活を重ねておりますので、所得の低い方に対する支援の必要性やそのあり方がどうあるべきなのか思慮するとともに、アベノミクス効果をなかなか実感できない町内において、限定分野であったとしても少しでも町内経済を刺激する施策を構築できないかなど熟慮を重ねてまいったところです。

そうした中、12月11日、県主催の会議において、県が総務省に対し灯油価格高騰に伴う低所得世帯等に対する緊急支援対策の要望を行う旨の説明があり、灯油高騰に対する低所得者支援が全県的な共有課題として整理されている状況を確認するとともに、美郷町においてはアベノミクス効果を実感できない今年度、町内利用の灯油券交付制度を構築することで、灯油の使い控えを少しでも解消し、町内経済を幾らかでも刺激する方策になり得るのではないかと考え、こうした整理と考え方のもと、いわゆる福祉灯油を実施する方針を固めたところです。

今後、対象者要件の検討に入るとともに、町内利用の灯油券交付制度について関係者と協議を行い、厳冬期を目途にして、それまでに補正予算案をご審議いただけるよう作業を急いでまいります。なお、こうした支援策の財源は、申すまでもなく納税者からの税金ですので、納税者からご理解いただける適切な制度設計に留意してまいりたいと存じます。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「いいえ」の声あり）それでは、次の質問に入ります。

○9番（泉 美和子君） 介護保険制度の見直しについて質問いたします。

11月27日、厚生労働省は社会保障審議会介護保険部会で、介護保険制度の見直し案を示しました。来年1月からの通常国会へ法案を提出し、再来年、2015年4月実施を目指しています。今回の見直し案の主なものの1つは、例えば訪問介護や通所介護を市町村の地域支援事業に実質的に移し、事業費には上限を設けるなど利用の抑制を図ること、2つ目は、特別養護老人ホームへの入所は要介護3以上に限定する。特養以外での生活が著しく困難な場合は例外として入所を認める方針。3つ目として、制度発足以来1割だった利用料を一定の所得の人は2倍の2割負担に引き上げる。65歳以上の20%を占めるとしています。年金収入で年280万円以上が有力とされています。また、4つ目として、特養ホームに入居する低所得者に対して、居住費、食費を補助する補

足給付の削減を行う。預貯金などが単身で1,000万円以上、夫婦で2,000万円以上あれば、支給対象から外すなどの内容です。こうした給付減と負担増が盛り込まれ、2025年には約2,000億円の削減になると報道されていますが、町民への影響についてどのように考えられるのか、町長の見解をお伺いいたします。

要支援者向けの介護給付を廃止して、市町村の事業に移管する計画は、国民の強い反対の声を受け、訪問介護、リハビリ、福祉用具貸し付けなどは引き続き介護保険による給付を継続しますが、訪問、通所介護は市町村に移管するとしています。要支援者が訪問介護で主に利用している掃除や洗濯などの生活援助や、家族の負担を軽減するデイサービスなどを外そうとしています。また、デイサービスの利用はここ数年で急増しています。国の責任で充実するよう対策を講じるのが本来だと思いますが、それを切り捨てる国の考え方は全く逆行しているのではないのでしょうか。市町村に丸投げする生活支援などの担い手はNPOやボランティアなどを想定していますが、受け皿の確保が困難、人材を確保する見通しが立たないなどの声が自治体からも上がっています。

厚労省は、地域の実情に合わせ一定程度時間をかけて段階的に実施するとしています。地域格差が生じること、地域によっては受け皿が整わない事態も生まれかねません。サービス切り捨ては絶対に認められないものであります。当町において訪問、通所サービスの保険外しでサービスが受けられなくなる人はどれくらいとなるのか。また、市町村事業で対応できるのか、見解をお伺いいたします。

今、全国でサービスつき高齢者向け住宅が急増しています。国の補助金創設で建設ラッシュとなっているものです。安否確認や生活相談のサービスを受けながら自分のペースで生活することができますが、どれも高額で年金だけではとても利用できません。高齢者の住まい、居場所の確保のために、老人福祉法に基づく施設の整備、充実こそが必要だと思います。低所得者の高齢者や病気でケアが必要な人も受け入れられる公的な受け皿が求められています。ひとり暮らしの高齢者の方からよく聞かれることは、だんだん体調が悪かったりすると心細くなり、天気の悪いときや、あるいは冬場などはいちょうの家のような施設に入りたいと思っても、いつもいっぱいになかなか入ることができない、こういう声が寄せられています。いちょうの家のような施設をもっとふやすべきではないのでしょうか。町長のお考えをお伺いいたします。以上です。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問について、一般質問通告書の内容と差異があるようです。

ので、2点についてお答えいたします。

介護保険制度の見直しに示されている内容では、要支援者向けのサービスのうち、訪問介護と通所介護について介護保険給付費事業から地域支援事業に移行するというものがあります。これは誤解なされている方も多いと思いますが、介護保険制度から外れるものではありません。介護保険制度においては、介護保険給付費事業と介護予防を目的とした地域支援事業の2本立てで運営されております。介護度が低い要支援の方については、介護予防事業と一体化することにより効率化を図り、介護度の重度化を防ぐ狙いも含んでいるものと思われま。

現在、美郷町で要支援1、2の認定を受けている方は251人であり、うち95人が訪問介護と通所介護のいずれか、または両方のサービスを受けられております。両サービスが地域支援事業に移行した場合でも、現在と同様のサービスを受けることは可能のようですので、サービスを受けられない方は原則いないものと考えております。なお、介護保険については議員ご承知のとおり、大仙市、仙北市、美郷町の2市1町の一部事務組合で運営しておりますので、地域支援事業に移行するサービスが各構成市町間で差異が生じないよう調整を図り、平準化に努めてまいりたいと思います。

次に、美郷町では、高齢者等のため独立して生活することに不安のある方の施設として、議員もおっしゃいました高齢者生活支援ハウス、いちょうの家を設置しており、高齢者の方が事情により自宅での生活が難しい場合にご利用いただいております。ここに入所する対象の方は自立して生活ができる方に限られますので、医療や介護が必要な方については、在宅や施設において状態に応じた医療制度や介護保険による各サービスなどをご利用いただくこととなります。

平成24年度から平成26年度までの第3期美郷町高齢者福祉計画を策定するに当たって、町民の意向調査を実施した結果、6割を超える方が介護サービスを利用しながら自宅で暮らしたいという結果が出ております。この状況は、介護保険制度を構成する2市1町、ほぼ似たような結果となっておりますので、介護保険の事業計画においても居宅支援を中心とした施策が実施されております。まずはアンケート結果を踏まえ、住みなれた家で暮らしていただけることが何よりと考えておりますので、今後とも介護保険事務所とも連携しながら、高齢者の方が地域で暮らせるよう取り組みを進めていきたいと考えております。

なお、いちょうの家については7名の方が入所できますが、毎年12月から翌4月ころまでは満室状態となるものの、5月から11月は比較的空室となります。必要な方についてはこうした時期に有効活用いただきたいと思っておりますので、現段階でいちょうの家のような施設をさらにふやすことは考えておりません。ご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。9番、泉 美和子君の再質問を許可いたします。

○9番（泉 美和子君） 通告と質問との差異があるということでしたけれども、もしかして1番のことかと思うのですが、この1番の中身として改善、介護保険制度の見直しの、このいろいろな見直し案が幾つかあるわけですが、主にこの4つのこういう中身を述べたつもりなのです。ですから、こういういろいろな改悪案だけれども、それが住民に対してどう影響すると考えられるのかということをお伺いしたつもりだったのですが、もしあればお願いします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

先ほどの一般質問の内容を伺ったところ、質問通告書にある①の部分が説明文として私には聞かれましたので、質問というふうに捉えなかったために答弁いたしませんでした。改めて質問を受けたということで答弁いたします。

介護保険制度の見直しについては、現在、厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会で検討が進められており、報告書の取りまとめについて11月27日の同部会でその素案が提示されたところです。素案には、要支援者向けのサービスの一部を市町村で取り組む地域支援事業に移行することや、利用者負担の見直し、特別養護老人ホームの入所を中・重度に限定することなど、制度の重点化、効率化に関する内容でありましたことは、先ほど議員がおっしゃったとおりです。

その一方で、低所得者の保険料軽減の強化、在宅医療・介護連携や、認知症施策の推進等による地域包括ケアシステムの構築など制度の充実や、負担軽減に向けた内容もあることは、先ほど議員がおっしゃったとおりです。今後、団塊の世代のさらなる高齢化が進むことを見据えての報告書案となっているようです。

なお、利用者負担の見直しについては、その対象となるのは65歳以上の方の所得上位20%の方に限定される案が有力のようです。また、特別養護老人ホームの新規入居者についても、現状では既に要介護3以上の方が9割近い状況であり、やむを得ない場合は要介護1、2の方も入居できる特例を設けることも検討されているようです。このように、高齢者の生活実態や介護保険の現状を踏まえた検討が進められているものと受けとめております。

いずれにいたしましても、まだ社会保障審議会介護保険部会における報告書案が作成された段階ですので、住民に具体的にどのような影響が生じるのか、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再々質問ありますか。（「1つ」の声あり）9番、泉 美和子君の再々質問を許可いたします。

○9番（泉 美和子君） 先ほどの要介護者、訪問、通所介護ですか、要支援1、2の方々が受けられなくなるというのではなくて、サービスを受けられなくなるというのではなくて、今までの介護保険で統一、全国の基準で統一されていたもの、広域で統一されていたものが、そうでなくて、市町村独自の事業に移されていくという、ここは広域でやっていますので、そこで統一されるという意味だと思いますが、そういう意味での質問でした。それからすると、その市町村によっていろいろ財源問題が出てきますので、今までのようにはいかないのではないかと、その切り下げられる場合もあると。必要な、例えばヘルパーによって食事の調理や掃除とか洗濯など、こういうことが別の業務にボランティアなどによって変わってってしまう可能性がある。そういうことを述べたところです。以上です。終わります。

○議長（高橋 猛君） よろしいですか。

これで、9番、泉 美和子君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（高橋 猛君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

あす午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

（午前10時47分）

